

広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則の一部を改正する規則

広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則（昭和五十三年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（診療科） 第四条（略） 一・二（略） 三 脳神経内科 四―十四（略）	（診療科） 第四条（略） 一・二（略） 三 神経内科 四―十四（略）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号（第5条関係）

使用許可申請書

(略)

申 請 者	(略)		
	代 表 者 名	(略)	利 用 者 登録番号
	住 所 (所 在 地)	(略)	
(略)			
使 用 日	年 月 日 ()		
※使用施設	ア リ ー ナ (全面・半面) 午前・午後・夜間・一日(: ~ :)		¥
	会 議 室 (全面・半面) 午前・午後・夜間・一日(: ~ :)		¥
	調理実習室 (全 面) 午前・午後・夜間・一日(: ~ :)		¥
	プ ー ル (全 面) 午前・午後・夜間・一日(: ~ :)		¥
参 加 人 数		利 用 料 金 合 計	¥
(略)			

注 1 太枠内は記入しないでください。
2・3 (略)

改正前

様式第4号（第5条関係）

使用許可申請書

(略)

申 請 者	(略)		
	代 表 者 名	(略)	利 用 者 登 録 番 号
	住 所 (所 在 地)	(略)	
(略)			
参 加 人 員			
※ 使用日時	年 月 日 () 午前・午後・夜間・一日(: ~ :)		
※ 使用施設	ア リ ー ナ (全 面 ・ 半 面) プ ー ル (全 面) 会 議 室 (全 面 ・ 半 面) 調 理 実 習 室 (全 面)		
	(略)		

注
1・2 (略)

様式第7号（第8条関係）

利 用 料 金 減 免 申 請 書			
年 月 日			
広島県立総合リハビリテーションセンター指定管理者様			
住 所 <u>団体名</u> <u>代表者名</u> <u>使用責任者名</u>			
（略）			
行 事 名	（略）		
※ 使 用 日 時	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間・一旦	ア リ ー ナ （全 面 ・ 半 面）
			会 議 室 （全 面 ・ 半 面）
			調 理 実 習 室（ 全 面 ）
			プ ー ル （ 全 面 ）
利用料金の額	¥	減 免 額	¥
（略）			
注 1 <u>太枠内は記入しないでください。</u> 2・3 （略）			

様式第7号（第8条関係）

利 用 料 金 減 免 申 請 書			
年 月 日			
広島県立総合リハビリテーションセンター指定管理者様			
住 所 <u>団体名・代表者名</u> <u>使用責任者氏名</u>			
（略）			
行 事 名	（略）		
※ 使 用 日 時	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・一旦		
	年 月 日（ ） 午前・午後・夜間・一旦		
利用料金の額	_____	減 免 希 望 額	_____
（略）			
注 1・2 （略）			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則に規定する様式で行われている申請は、この規則による改正後の広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則に規定する様式で行われている申請とみなす。